

1 確定申告特集号

令和2年2月発行 「こうほう佐倉」

確定申告 市民税・県民税申告 特集号



今年も確定申告の時期となりました。
市内では、中央公民館に申告書の作成会場を設置します。
また、確定申告書の提出は、郵送やインターネットでも受け付けています。

- 申告が必要なのはどんなひと? 1 ページ
- 申告会場のご案内 2 ページ
- 申告に必要な書類など 3 ページ
- 市・県民税の配偶者控除・雑損控除※について
※台風等により家屋等が被害を受けたかた 4 ページ

【問い合わせ】市民税課 ☎ (484) 6115

申告書は自ら作成し、早めの提出を

確定申告(所得税および復興特別所得税) 市民税・県民税(住民税)申告

【申告期間】 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日・2月24日(月)を除く



下のフローチャートを参考に、確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかをご確認ください。
申告が必要な場合は早めに準備し、期間内に申告しましょう。

申告が必要な場合は
2 ページへ

申告書を配布中です(3月16日(月)まで)

確定申告書 市役所1号館2階、中央公民館(2月17日(月)配布) ※数に限りあり。税務署から郵送可。国税庁ホームページからダウンロード可

市・県民税申告書 市民税課、各出張所、派出所、サービスセンター、中央公民館(2月17日(月)配布)

※昨年中に令和元年度市・県民税申告書を提出したかたには1月28日(火)、同申告書を発送しました

1 申告が必要なのはどんなひと? (左図参照)

確定申告

岡成田税務署
☎ 0476(28)5151

市民税・県民税申告

岡市役所市民税課
☎ (484)6115

【必要があるかた】

- 令和元年中の給与の収入金額が2000万円を超えるかた
- 1か所から給与をもらい、給与所得と退職所得以外の各種所得金額(営業所得など)の合計額が20万円を超えるかた
- 2か所以上から給与をもらい、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超えるかた
- 月々の給与から源泉徴収されず、所得税が課税されるかた
- 各種所得の合計額から所得控除を差し引いた結果、残額があるかた

※「公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の場合は不要(海外年金を含む場合を除く)です。ただし、申告により還付が受けられる場合があります

【必要がないかた】 ※市・県民税申告が必要な場合があります

- 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が済んでいるかた
- 所得税の課税対象となる所得がないかた(遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外)

【必要があるかた】

令和2年1月1日に市内在住で、次に該当するかた

- 給与所得者ではなく、所得税のからない金額の所得があったかた(営業・農業・不動産所得など)
- 給与所得者で、そのほかの所得の合計額が20万円以下のかた

【申告することをおすすめするかた(必須ではありません)】

- 別世帯のかたに扶養されているかた
- 前年中(令和元年中)に収入がなく、どなたの扶養にもなっていないかた(申告書は、国民健康保険料(料)や後期高齢者医療保険料などの算定資料を兼ねます)
- 市・県民税について受ける控除のあるかた

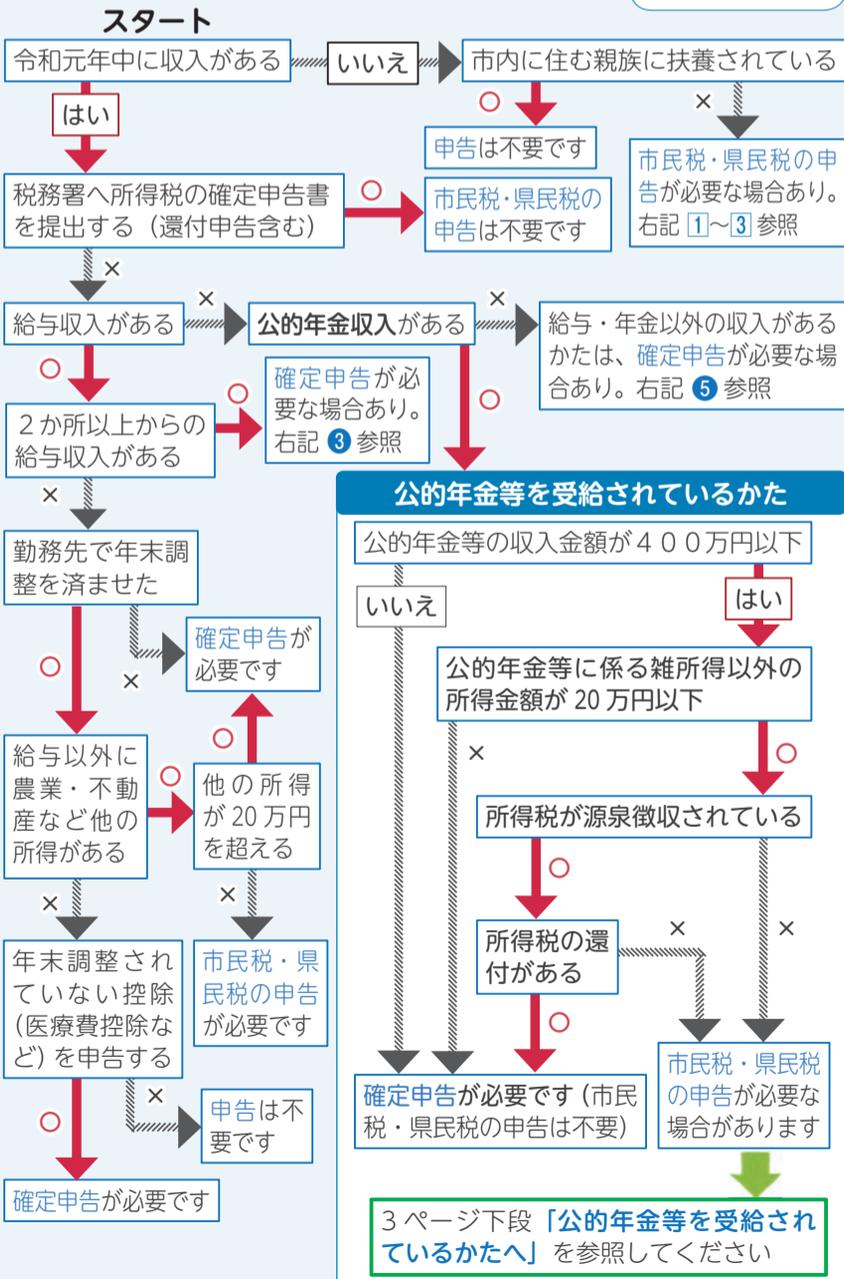
【必要がないかた】

- 確定申告をしたかた
- 収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されているかた
- 同一世帯のかたの確定申告書、市・県民税申告書、勤務先からの給与支払報告書に扶養親族として記載されているかた

図で確認!

あなたはどの申告が必要でしょうか?

対象 令和2年1月1日に、佐倉市に住居票があるかた



※この図は一般的な事例です。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、不明な点は、市民税課へお問い合わせください

【e-Tax もご利用ください】 国税庁ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) から手続きができます。詳細は、4ページへ

作成コーナー



※抜き取ってご利用ください

2 申告会場のご案内

申告書の作成を希望されるかたは、中央公民館または、イオンモール成田(成田市)にお越しください。会場によって、作成や提出できる申告書が異なります。



確定申告書、市民税・県民税申告書の作成・提出

中央公民館(午前9時開館)

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、2月24日(月)を除く

時間 ▼作成受付 午前9時30分～午後3時

▼提出のみ 午前9時～午後5時

場所 ▼作成 3階学習室 ▼提出 3階学習室前

※作成は専用パソコンを使用し、申告者の皆さんにe-ITa Xで作成していただきます。市職員がサポートします
※会場では、市役所職員が対応するため、申告できない内容がありますので、ご了承ください

中央公民館で作成(申告)できる内容

▼市・県民税申告

▼確定申告(令和元年中の収入が「給与」・「公的年金」のかた)

中央公民館へのアクセス(錦木町198-3)



- ▶京成佐倉駅南口 徒歩 25分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10分
- ▶J R佐倉駅北口 徒歩 25分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10分

左記の申告は

「イオンモール成田」へ

中央公民館では作成できません

- ▼住宅借入金等特別控除の申告(年末調整済みのものを除く)
- ▼雑損控除の申告
- ▼外国税額控除の申告
- ▼ふるさと納税以外の寄附金控除の申告
- ▼営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡、一時、退職所得に関する申告
- ▼先物取引の申告
- ▼贈与税、消費税の申告
- ▼準確定申告(亡くなられたかた・国外に転出されたかたに係る申告)
- ▼平成30年分以前の申告
- ▼その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告

確定申告書の作成・相談・提出

イオンモール成田

2階「イオンホール」
(成田市ウイング土屋24)

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日を除く)

※2月24日(月)・3月1日(日)は開場

時間

▼作成・相談 午前9時～午後4時
▼提出のみ 午前9時～午後5時
【午前10時前に来場するかたへ】

イオンモール成田専門店街の開店時間は午前10時からです。そのため、午前9時～10時までは立体駐車場3階の連絡通路から入る、モール2階「C」入口が専用入口になります。
※初日と最終日は、特に混雑が予想されます

【バス案内】：京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス「イオンモール成田行き」乗車(約10分)。「モール東・イオン成田店」下車。

確定申告書の提出

成田税務署

(成田市加良部1-15)

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、2月24日(月)を除く
時間 午前9時～午後5時
(時間外は収受箱に提出可)

確定申告書、市民税・

県民税申告書の提出

佐倉市役所

1号館2階ロビー

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、2月24日(月)を除く
時間 午前9時～午後5時

市民税・県民税申告書の提出

市内各出張所・派出所

期間 1月27日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日、2月24日(月)を除く
時間 午前8時30分～午後5時15分

市民税・県民税申告書の提出

佐倉・西志津市民サービスセンター

期間 1月27日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日開庁、月曜日、祝日を除く
時間 午前9時～午後5時

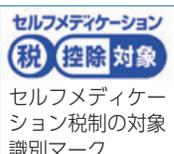
市民税・県民税申告出張相談会

日時・場所 ▼2月3日(月)午前9時30分～正午 和田ふるさと館 ▼2月3日(月)午後1時30分～4時 弥富公民館
問い合わせ 市民税課
☎(484)6115

医療費控除について

※医療費の領収書を添付して申告できるのは、令和元年分まで

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」が、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」が、それぞれ必要となります。ただし、両方を同時に受けることはできません。申告をされるかたが、選択する必要があります。



中央公民館で申告をされるかたは、医療費の合計額を計算したものをお持ちください。なお、医療保険者から交付された「医療費通知」(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、その記載分について明細の記入を省略できます。

《明細書は国税庁ホームページで入手できます》
医療費を受けたかたの氏名や病院名などを記載するものです。用紙は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。
【1】注意ください
・領収書は5年間保管してください(医療費通知を添付した場合は保管不要)。
・医療費控除の特例を申告する場合、申告するかたが令和元年中に特定健康診断、予防接種、定期健康診断、がん検診のうちいずれか一つを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要です。

医療費控除の明細書の記載例(国税太郎さんの例)

(1)医療を受けたかたの氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
国税太郎	●●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,000円
同上	●▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	780円
国税花子	◇◇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円

控除を受けるために

「住民税に関する事項」の記載を忘れずに

確定申告書の第2表「住民税(・事業税)に関する事項」に必要事項を記載しないと、市民税・県民税で控除などの適用が受けられないことがあります。

平成30年分からの新規記載事項

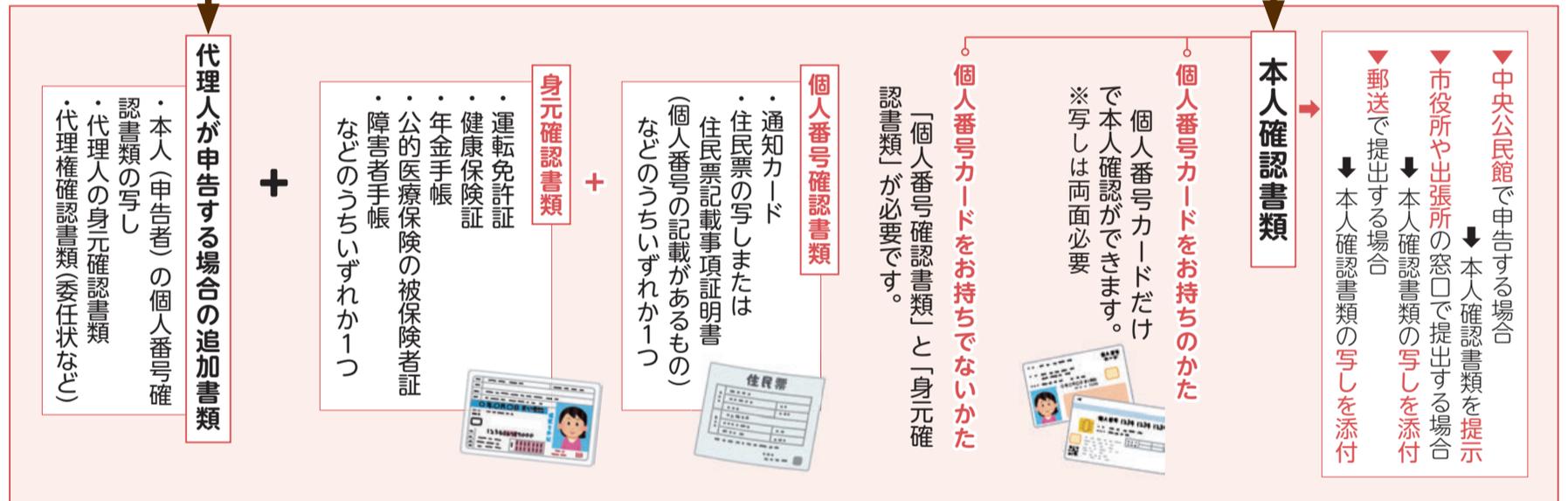
- ▼同一生計配偶者：合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)を超える納税者本人と同一生計で、合計所得金額が38万円以下の配偶者のかた
- ※申告をしないと、市で扶養情報を把握できず、配偶者の非課税証明書を窓口で発行できません。なお、収入のないかたについて、「0」が記載された非課税証明書が必要な場合は別途、市民税申告が必要です
- 【そのほかの主な記載事項】
- ▼16歳未満の扶養親族
- ▼配当割除額：上場株式などの配当割除額
- ▼寄附金税額控除：前年中に行った寄附が市・県民税の控除対象となる場合は、「都道府県・市区町村分」に寄附金額を記載。
- ※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告または市・県民税申告をする場合は、改めて寄附金控除の申告が必要です

3 申告に必要な書類など

申告には、**個人番号(マイナンバー)**の記載と**本人確認**の手続きが必要です。

項目	持ち物・必要書類
申告者全員 ※本人確認書類以外は、中央公民館・イオンモール成田で作成・提出するかの持ち物です	<input type="checkbox"/> 申告者本人の確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ印不可) <input type="checkbox"/> 計算機 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 申告者本人の振込先口座のわかるもの(申告者名義の預貯金の通帳など) <input type="checkbox"/> 利用者識別番号と暗証番号のわかるもの
代理人のかた(本人分以外の申告をするかた:配偶者分などを代理申告するかた)	<input type="checkbox"/> 申告するかた(本人)の個人番号確認書類の写し <input type="checkbox"/> 代理人の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 代理権確認書類(委任状など)
所得関係 給与所得者・公的年金受給者	<input type="checkbox"/> 令和元年分の給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 令和元年分の公的年金等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 令和元年分国民年金保険料の控除証明書(原本) <input type="checkbox"/> 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料の令和元年中の支払額がわかるもの(例:領収書、市から送付した「年間納付済額のお知らせ」など) <input type="checkbox"/> 令和元年中の介護保険料の支払額がわかるもの(領収書など)
控除関係	社会保険料控除 <input type="checkbox"/> 令和元年分の支払い保険料の控除証明書(原本) 生命保険料控除・地震保険料控除 <input type="checkbox"/> 申告するかた(控除対象配偶者や扶養親族など)の個人番号がわかるもの 配偶者(特別)控除・扶養控除 <input type="checkbox"/> 令和元年分医療費控除の明細書または医療費通知 医療費控除 <input type="checkbox"/> 令和元年分セルフメディケーション税制の明細書または医療費通知 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) <input type="checkbox"/> 令和元年中に行った健康の保持増進や疾病の予防への取り組みを明らかにする書類(健康診断の結果通知表や予防接種の領収書など) 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 または <input type="checkbox"/> 障害者控除等対象者認定書 寄附金控除(ふるさと納税のみ) <input type="checkbox"/> ふるさと納税で支払った金額のわかるもの <input type="checkbox"/> ※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告や市・県民税申告をする場合には、改めて申告が必要です その他 <input type="checkbox"/> そのほか控除の申告に必要な領収書、控除証明書(原本) <input type="checkbox"/> 昨年確定申告をしたかたは、その控え <input type="checkbox"/> 税務署から送られた「お知らせハガキ」など

※中央公民館やイオンモール成田に来場されるかたは、種類ごとに書類を分けて持参してください
 ※源泉徴収票について、提出のみの場合は添付、提示を要しないことになりました



◆公的年金等を受給されているかたへ

公的年金等の収入額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり、所得税の還付を受けない場合であっても、市・県民税申告が必要な場合があります。

▼公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(生命保険料控除や地震保険料控除など)がある場合

▼額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
 ※扶養親族等申告書の未提出や未訂正により、扶養親族等の情報が反映されず、受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。申告をしないと控除額が反映されず税額計算されますので、源泉徴収票をご確認ください。

◆「要介護認定」を受けたかたへ

障害者手帳の交付を受けていないかたが要介護認定を受けた場合、税控除のための認定書を発行できます。

確定申告や年末調整の際に認定書を添付することで、税の控除を受けられる場合があります。

※令和元年分の申告に用いる認定書は、令和元年12月31日時点での介護度を基準に判定し発行します

対象 要介護1〜5に認定された65歳以上のかたで、市で定めた一定の基準を満たすかた

※基準などはお問い合わせください

申請 高齢者福祉課や各出張所で配布する申請書を記入の上、郵送または持参で、〒285-8501 市役所高齢者福祉課 ☎(484)1771へ

※審査後、該当者に認定書を送付

※申請書は、市ホームページからダウンロード可

◆国民健康保険などの被保険者とその家族のかたへ

佐倉市の国民健康保険の加入者とその世帯主、後期高齢者医療制度の被保険者とそのかたと生計を共にされている家族は、市県民税・県民税申告が必要な場合があります。

収入がなかったかた、収入が障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付金等の非課税所得のみだったかた

▼国民健康保険のかた
 ☎(484)6125

▼後期高齢者医療制度のかた
 ☎(484)6136

⚠期限内に申告をしないとどうなるの？

市県民税・県民税の課税計算が遅れることで納期回数が少なくなり、1回の納付額が増える場合があります。

▼所得証明書などの税証明を発行できない場合があります。

▼国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい額を算出できず、軽減が適用されない場合があります。

▼国民年金(障害基礎年金・老齢福祉年金・保険料免除など)や各種福祉手当の所得調査ができません。

▼一定の期間内でない、申告できない所得や控除があります。

《申告書の郵送先・問い合わせ》

- 確定申告 〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署 ☎0476(28)5151
 - 市県民税・県民税申告 〒285-8501 佐倉市役所市民税課 ☎(484)6115
- ※控えの返送を希望されるかたは、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください

《表1》 配偶者控除の控除額

配偶者の合計所得金額 38万円以下 (103万円以下)	納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額		
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者※	38万円	26万円	13万円

※昭和25年1月1日以前に生まれたかた

◆用語解説

- ▶**給与収入** 会社員の場合の1月1日～12月31日の年間の給与と賞与の合計額。年収のこと。
- ▶**給与所得** 給与収入から給与所得控除を差し引いた金額
- ▶**合計所得金額** 給与所得や不動産所得などすべての所得の合計金額(非課税所得を除く)

※表の()内は、給与所得のみの場合の給与収入金額

4 市民税・県民税の配偶者控除等について

配偶者控除と配偶者特別控除について、条件と控除額が見直されました。(平成29年度税制改正) 控除対象となる配偶者の控除等は、左記の表をご覧ください。

《表2》 配偶者特別控除の控除額

配偶者(扶養されるかた)の合計所得金額	納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額		
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 166万8000円未満)	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下 (166万8000円以上 175万2000円未満)	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下 (175万2000円以上 183万2000円未満)	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下 (183万2000円以上 190万4000円未満)	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下 (190万4000円以上 197万2000円未満)	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下 (197万2000円以上 201万6000円未満)	3万円	2万円	1万円

《表3》 控除の早見表

納税者本人(扶養するかた)の合計所得金額	配偶者(扶養されるかた)の合計所得金額	配偶者(扶養されるかた)		納税者本人(扶養するかた)	
		所得税	市民税・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
1000万円以下 (1,220万円以下)	31万5000円以下 (96万5000円以下)	かからない		受けられる	受けられない
	31万5000円超 38万円以下 (96万5000円超 103万円以下)	かからない	かかる(注)	受けられる	受けられない
	38万円超 123万円以下 (103万円超 201万6000円未満)	かかる(注)		受けられない	受けられる
	123万円超 (201万6000円以上)	かかる(注)		受けられない	
1000万円超 (1,220万円超)	31万5000円以下 (96万5000円以下)	かからない		受けられない	
	31万5000円超 38万円以下 (96万5000円超 103万円以下)	かからない	かかる(注)	受けられない	
	38万円超 123万円以下 (103万円超 201万6000円未満)	かかる(注)		受けられない	
	123万円超 (201万6000円以上)	かかる(注)		受けられない	

(注) 扶養親族数や生命保険料控除などの金額によって、かからない場合があります



配偶者控除と配偶者特別控除は受付けられますが、扶養人数に含まれません。そのため、市民税・県民税の非課税判定で、扶養者の人数に含まれません。また、配偶者のかたが障害をお持ちの場合でも、納税者本人(扶養するかた)に障害者控除は適用されません。

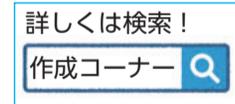


合計所得金額38万円が扶養の判定ラインです(表3参照)

よくあるご質問 Q & A

Q 私の配偶者はパートで働いていますが、年間収入がそれぞれいくらまでなら、配偶者控除が適用になりますか。
A 納税者本人(質問者のかた)の所得が1000万円以下で、配偶者のかたの年間パート収入(給与収入)が、103万円以下であれば、市民税・県民税、所得税の配偶者控除を受けられます。(表1参照)

Q スマートフォンやタブレット端末に最適化したデザインで申告書を作成できるようになっていきます。また、マイナンバーカードとICカードリーダーがなくても「e-Tax(電子申告)」が利用できる「ID・パスワード方式」が導入されました。ただし、利用には税務署での届け出が必要です。



e-Taxが更に便利にスマートフォン専用画面も登場

5 雑損控除について

台風等により家屋等が被害を受けたかたは、令和元年分の確定申告において、雑損控除の対象となる場合があります。※佐倉市の申告書作成会場ではお受けできませんのでご注意ください。

●雑損控除できる資産

雑損控除できる資産(住宅、家財)は一定の条件が定められています。
▼被害を受けた資産の所有者 納税者本人の資産、もしくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で、前年中の総所得金額等が38万円以下の者の資産であること。

●雑損控除の額の計算

雑損控除の額は、次のいずれが大きいかの金額となります。
▼損失の金額ー保険金等で補てんされる金額ー総所得金額等の10%
▼災害関連支出の金額ー5万円

※災害関連支出とは、災害により損壊した住宅家財の取壊し、除去費用や、原状回復費用、損壊防止費用などの災害に関連してやむを得ない支出のこと

●雑損控除を受けるための手続き

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示が必要になります。

●市・県民税の軽減

確定申告が不要なかたでも、雑損控除について市・県民税の申告を行うことで税額が軽減されることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

確定申告 成田税務署 ☎0476(28)5151
市・県民税申告 市民税課 ☎(484)6115

▶雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

